令和6(2024)年度栃木県冬の閑散期需要喚起対策業務公募型プロポーザルに係る質問 内容及び回答について

No.	質問内容	回答		
1	キャンペーン利用条件について	たとえば応募段階で宿泊確認を行うなど		
	一人あたりの応募・当選制限を設ける	により、同一の旅行者が同一の宿泊で複数		
	必要はあるか。	回応募し、当選が重複することにならない		
	抽選段階での振り分けにより複数当選	ような設計をお願いします。なお、一人の		
	にならない管理ができれば問題ない	宿泊者が複数回栃木県内で宿泊し、その宿		
	か。	泊毎の応募であれば問題はありません。		
2	キャンペーン利用条件について	キャンペーン利用条件(4)は Instagram		
	「Instagramからの応募の場合~」とあ	から応募する場合の条件であり、特設ウェ		
	るが、Instagram は応募条件の必須項目	ブサイトからの応募の場合は必須ではあ		
	ではなく、条件を満たす宿泊のみでも	りません。		
	応募可能という事であっているか。			
3	業務概要③商品の選定について	総額規模は消費税や管理費などの諸経費		
	商品(1 等~3 等)の件数や総額規模の	込みで 400 万円程度以上を想定していま		
	想定はあるか。	す。商品の件数は選定商品の価格等に応じ		
		て要調整となると考えます。		
4	賞品の選定と共に賞品の総額は委託費	お見込みのとおりです。賞品総額について		
	の中で事業者提案という考えでお間違	は質問 No. 3 の回答を御参照ください。		
	いないでしょうか。その際、賞品総額の			
	上限又は事業費内での予算比率などの			
	制限はございますか。			
5	主たるターゲットを東京都・神奈川県・	本県の観光を取り巻く現状として本県へ		
	千葉県・埼玉県・茨城県・群馬県・栃木	の宿泊客の居住地が左記の都県が8割を		
	県・福島県在住の男女とした意図はあ	占めていること、「男女」としているのは		
	りますか。例えばカップルとか、夫婦と	ターゲットに性別の分けを設けないとい		
	かの意図がありますか。	う意味です。		
6	制度設計のところで、実際に本県で「宿	お見込みのとおりです。		
	泊」し、Instagram もしくは特設ウェブ			
	サイトからの応募により旅行客に抽選			
	で商品を提供することを前提とし、と			
	ありますが、(どちらかではなく) 応募			

方法は Instagram と特設ウェブサイト			
の両方から応募できる制度設計を行う			
という解釈であっていますでしょう			
か。			
7 キャンペーン利用条件ですが、(1)~(4) キャンペーン利用条件(4)は	: Instagram		
までありますが、全てを満たさないとから応募する場合の条件であり	、特設ウェ		
応募出来ないという解釈であってます「ブサイトからの応募の場合は	必須ではあ		
でしょうか。 りません。			
それとも(1)~(3)は特設ウェブサイトか			
ら申し込む場合の条件で、⑷は			
Instagram からの応募する場合の追加			
条件ということでしょうか。			
8 事業の周知のところで、首都圏等在住 「デジタルコンテンツ」は「本	物の出会い		
者が認知し、関心を持つためのデジタ 栃木」観光プロモーション	協議会の		
ルコンテンツを作成とありますが、コ YouTube や Instagram アカウ	ントをはじ		
ンテンツについて何かお考えのものはしめ、デジタルツールを活用して	広告配信す		
ございますか、あくまでも事業者提案 るものを想定しております。そ	の素材につ		
ということでよろしいでしょうか。 いては本事業用に新たに作成	していただ		
くことを想定しています。			
9 栃木県で過去に実施した類似キャンペ キャンペーンの対象施設は県	内の宿泊施		
ーンにおいて、参画された宿泊施設の 設(※)を対象としていますが	、宿泊施設		
情報を開示していただけますか。からの参画を呼びかけること	からの参画を呼びかけることを想定して		
いません。	いません。		
※ 旅館業法(昭和 23 年法律第	※ 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第		
2条第1項に規定する旅館業	2条第1項に規定する旅館業(下宿営業		
を除く)を営む施設、住宅宿泊	を除く)を営む施設、住宅宿泊事業法(平		
成 29 年法律第 65 号) 第 3 条	第1項の届		
出に係る住宅で提供される行	出に係る住宅で提供される宿泊サービ		
スを含むものであること。た	スを含むものであること。ただし、以下		
は対象外。	は対象外。		
	と利用終了		
(1) 宿泊施設の利用開始時			
(1) 宿汨施設の利用開始時 時が同日 (デイユース))であるも		
)であるも		
時が同日(デイユース)			
時が同日(デイユース)	業務の適正		

る性風俗関連特殊	営業を伴	ら	\$,0	7)
		_	() v	_